

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

## アシカ漁業を許可漁業とする漁業規則の改正

## No.21 島根県令第18号(漁業取締規則改正)

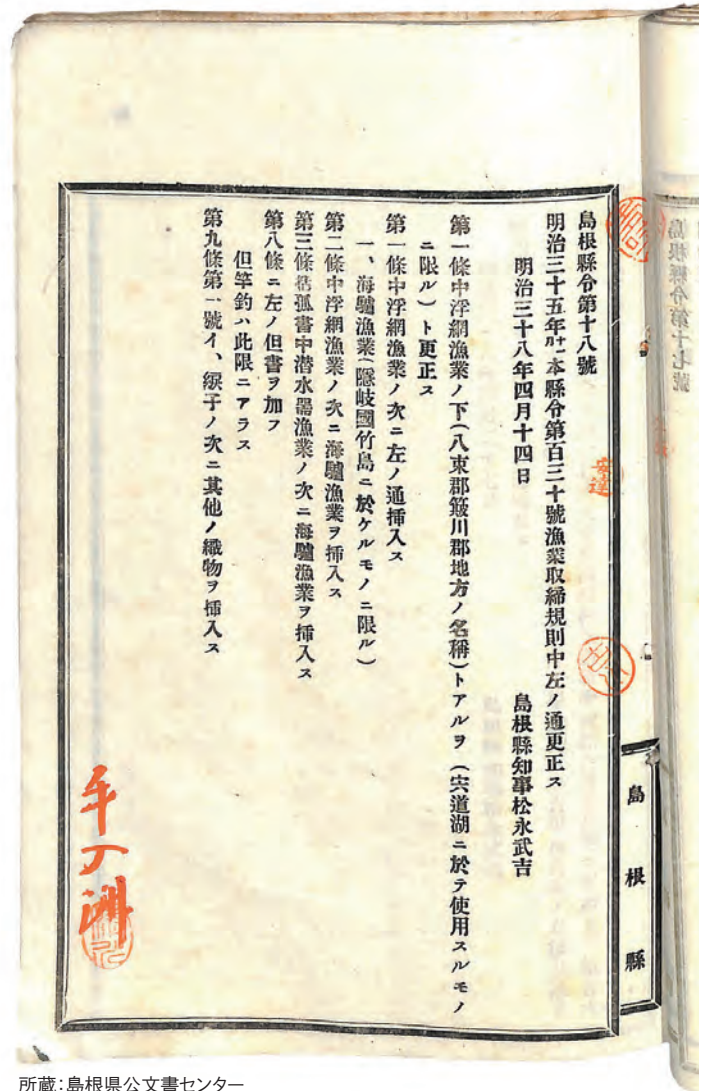
報H26/P8 1905年(明治38年)4月14日

## 資料概要

竹島における海驢漁業を知事の許可を受けるべき漁業に加えた島根県令。

## 内容見本

明治三十五年十一月本縣令第三百十號漁業取締規則中左ノ通更正ス



所蔵:島根県公文書センター

作成年月日	1905年(明治38年)4月14日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	島根県令 明治38年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)